

伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や物価の高騰に伴い光熱費等の負担が増加している介護保険サービス事業者等の令和6年度中の負担額を支援することを目的として交付する伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金（以下「支援金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、介護保険サービス等事業所の指定等（みなし指定を除く。）を受け市内に所在する別表対象事業所等の欄に掲げるいずれかの事業所又は施設（以下「対象事業所等」という。）を運営する事業者であつて、支援金の交付の申請をする時点において納付期限が到来している本市の市税及び公共料金について未納がないもののうち、物価高騰による影響を受けているもの（ただし、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）に該当する対象事業所等を運営するものを除き、三重県が実施する介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金の交付を受けた対象事業所等を運営するものに限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる対象事業所等を運営する事業者は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 支援金の交付を申請する時点において休業中の対象事業所等
- (2) 伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金の交付を受けた対象事業所等

(交付対象費用)

第3条 支援金の交付の対象となる費用（以下「対象費用」という。）は、令和7年1月1日から令和7年3月31日（以下「交付対象月」という。）までの各月に対象事業所等が事業を実施するために要した別表区分欄に掲げる費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、対象事業所等ごとに算出するものとし、別表基準単価の欄に定める額に交付対象月の月数を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(支援金の交付申請の様式等)

第5条 支援金に係る規則第4条第1項の申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる事業所の種類に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長が別に定める日までに行うものとする。

(1) サービス付き高齢者向け住宅

- ア 事業所・施設別個票（様式第2号）
- イ 誓約書（様式第3号）
- ウ 役員等調書（様式第4号）
- エ 支援金の振込先が分かる金融機関口座の通帳等の写し
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 前号以外の対象事業所等

- ア 三重県が交付する介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金の交付決定兼交付確定額通知書の写し
- イ 三重県に提出した介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金交付申請書等提出書類の写し
- ウ 支援金の振込先が分かる金融機関口座の通帳等の写し
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定通知等)

第6条 支援金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同条第1項の規定にかかわらず、伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 市長は、規則第5条第1項に規定する審査及び現地調査等により支援金を交付しないことを決定したときは、伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金不交付決定通知書（様式第6号）により支援金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月16日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

区分	対象事業所等	基準単価	
電気代	訪問介護事業所	3,550	円/月/1事業所あたり
	訪問入浴介護事業所	3,550	円/月/1事業所あたり
	訪問看護事業所	3,550	円/月/1事業所あたり
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3,550	円/月/1事業所あたり
	夜間対応型訪問介護事業所	3,550	円/月/1事業所あたり
	居宅介護支援事業所	3,550	円/月/1事業所あたり
	福祉用具貸与事業所	3,550	円/月/1事業所あたり
	特定福祉用具販売事業所	3,550	円/月/1事業所あたり
	通所介護事業所	300	円/月/定員1人あたり
	地域密着型通所介護事業所	300	円/月/定員1人あたり
	認知症対応型通所介護事業所	300	円/月/定員1人あたり
	通所リハビリテーション事業所	300	円/月/定員1人あたり
	小規模多機能型居宅介護事業所	300	円/月/定員1人あたり
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	300	円/月/定員1人あたり
	介護老人福祉施設	500	円/月/定員1人あたり
	地域密着型介護老人福祉施設	500	円/月/定員1人あたり
	介護老人保健施設	500	円/月/定員1人あたり
	認知症対応型共同生活介護事業所	500	円/月/定員1人あたり
	特定施設入居者生活介護事業所 （養護老人ホームを除く）	500	円/月/定員1人あたり
	短期入所生活介護事業所	500	円/月/定員1人あたり
	短期入所療養介護事業所	500	円/月/定員1人あたり
	養護老人ホーム	500	円/月/定員1人あたり
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	500	円/月/定員1人あたり
	サービス付き高齢者向け住宅	1,000	円/月/定員1人あたり

ガス代	訪問介護事業所	750	円/月/1事業所あたり
	訪問入浴介護事業所	750	円/月/1事業所あたり
	訪問看護事業所	750	円/月/1事業所あたり
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	750	円/月/1事業所あたり
	夜間対応型訪問介護事業所	750	円/月/1事業所あたり
	居宅介護支援事業所	750	円/月/1事業所あたり
	福祉用具貸与事業所	750	円/月/1事業所あたり
	特定福祉用具販売事業所	750	円/月/1事業所あたり
	通所介護事業所	70	円/月/1事業所あたり
	地域密着型通所介護事業所	70	円/月/1事業所あたり
	認知症対応型通所介護事業所	70	円/月/定員1人あたり
	通所リハビリテーション事業所	70	円/月/定員1人あたり
	小規模多機能型居宅介護事業所	70	円/月/定員1人あたり
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	70	円/月/定員1人あたり
	介護老人福祉施設	95	円/月/定員1人あたり
	地域密着型介護老人福祉施設	95	円/月/定員1人あたり
	介護老人保健施設	95	円/月/定員1人あたり
	認知症対応型共同生活介護事業所	95	円/月/定員1人あたり
	特定施設入居者生活介護事業所 (養護老人ホームを除く)	95	円/月/定員1人あたり
	短期入所生活介護事業所	95	円/月/定員1人あたり
	短期入所療養介護事業所	95	円/月/定員1人あたり
	養護老人ホーム	95	円/月/定員1人あたり
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	95	円/月/定員1人あたり
	サービス付き高齢者向け住宅	190	円/月/定員1人あたり
ガソリン代	訪問介護事業所	300	円/月/車両1台あたり
	訪問入浴介護事業所	300	円/月/車両1台あたり

	訪問看護事業所	300	円/月/車両 1 台あたり
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	300	円/月/車両 1 台あたり
	夜間対応型訪問介護事業所	300	円/月/車両 1 台あたり
	居宅介護支援事業所	300	円/月/車両 1 台あたり
	福祉用具貸与事業所	300	円/月/車両 1 台あたり
	特定福祉用具販売事業所	300	円/月/車両 1 台あたり
	通所介護事業所	750	円/月/車両 1 台あたり
	地域密着型通所介護事業所	750	円/月/車両 1 台あたり
	認知症対応型通所介護事業所	750	円/月/車両 1 台あたり
	通所リハビリテーション事業所	750	円/月/車両 1 台あたり
	小規模多機能型居宅介護事業所	750	円/月/車両 1 台あたり
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	750	円/月/車両 1 台あたり
	介護老人福祉施設	300	円/月/車両 1 台あたり
	地域密着型介護老人福祉施設	300	円/月/車両 1 台あたり
	介護老人保健施設	300	円/月/車両 1 台あたり
	認知症対応型共同生活介護事業所	300	円/月/車両 1 台あたり
	特定施設入居者生活介護事業所 (養護老人ホームを除く)	300	円/月/車両 1 台あたり
	短期入所生活介護事業所	300	円/月/車両 1 台あたり
	短期入所療養介護事業所	300	円/月/車両 1 台あたり
	養護老人ホーム	300	円/月/車両 1 台あたり
	軽費老人ホーム (ケアハウス)	300	円/月/車両 1 台あたり
	サービス付き高齢者向け住宅	600	円/月/車両 1 台あたり
食材費	通所介護事業所	650	円/月/定員 1 人あたり
	地域密着型通所介護事業所	650	円/月/定員 1 人あたり
	認知症対応型通所介護事業所	650	円/月/定員 1 人あたり
	通所リハビリテーション事業所	650	円/月/定員 1 人あたり

小規模多機能型居宅介護事業所	650	円/月/定員1人あたり
看護小規模多機能型居宅介護事業所	650	円/月/定員1人あたり
介護老人福祉施設	1,900	円/月/定員1人あたり
地域密着型介護老人福祉施設	1,900	円/月/定員1人あたり
介護老人保健施設	1,900	円/月/定員1人あたり
認知症対応型共同生活介護事業所	1,900	円/月/定員1人あたり
特定施設入居者生活介護事業所 (養護老人ホームを除く)	1,900	円/月/定員1人あたり
短期入所生活介護事業所	1,900	円/月/定員1人あたり
短期入所療養介護事業所	1,900	円/月/定員1人あたり
養護老人ホーム	1,900	円/月/定員1人あたり
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1,900	円/月/定員1人あたり
サービス付き高齢者向け住宅	3,800	円/月/定員1人あたり

備考

- 申請対象となる車両は、申請を行う対象事業所等が所有している車両及び賃貸借契約を締結して使用している車両であって、自らガソリン代を負担している車両のうち、以下のいずれかの用務に使用している車両とする。ただし、複数の対象事業所等において共用している車両については、最も使用時間が長い対象事業所等において申請を行うこと。
 - 利用者の送迎
 - 対象事業所等職員による利用者の居宅への訪問
 - 利用者の医療機関への通院等
- 対象事業所等が所有する車両の台数については、令和7年1月1日時点のものとする。ただし、令和7年1月2日以降に指定を受けた対象事業所等については、指定日のものとする。
- 申請のあった車両について、所有状況等に疑義が生じた場合は、申請者に対し所有状況等が確認できる書類の提出を求めることができる。この確認できる書類の提出を求められた申請者は、指定された期日までに、求められた書類を提出しなければ

ばならない。

- 4 対象事業所等の定員については、令和7年1月1日時点のものとする。ただし、令和7年1月2日以降に指定を受けた対象事業所等については、指定日のものとする。
- 5 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は除く。
- 6 空床型の短期入所生活介護の定員は除く。
- 7 介護老人保健施設の通所リハビリテーション事業所は、本事業の対象とする。
- 8 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の指定を受け、一体的に運営している場合は、福祉用具貸与のみ対象とする。